

農地賃借料情報

農地法第 52 条の規定により、農地の賃借料の目安となるよう農業委員会が
実態賃借料情報の提供を行うこととしております。

なお、農地賃借料は令和 4 年 6 月 1 日から適用となります。

令和 4 年 5 月 25 日

鳩山町農業委員会
会長 金子 茂



農地の区分	農地賃借料の標準額	備 考
田	4, 720円	10アール当たり水稻
普通畑	3, 698円	10アール当たり小麦等

参考資料1

農地の区分	農地賃借料の標準額	備 考
田	4,720円	データ数 45 最高額 22,000円 最低額 1,000円 平均額 4,720円
普通畑	3,698円	データ数 18 最高額 20,100円 最低額 1,000円 平均額 3,698円

※「データ数」は農業経営基盤強化促進法による農地の賃借で告示されたリストより集計に用いた筆数

※農業経営基盤強化促進法による利用権設定で「物納支給」「無償」の場合はデータに反映していません。